

「(仮称)県立高等学校の魅力化に向けた学科改編等実施計画」の策定に係る 新学科の区分について

令和5年7月7日に開催されました教育・文化スポーツ常任委員会における「(仮称)県立高等学校の魅力化に向けた学科改編等実施計画の策定について」に関して、新学科の区分の説明について、以下のとおり訂正させていただきます。

■「(仮称)県立高等学校の魅力化に向けた学科改編等実施計画」の策定について

質問要旨

新学科は、普通科や専門学科等の区分はどうなるのか。

説明要旨

【訂正前】

令和4年度から可能となった「普通科の中の小学科」なので、工業学科の中の機械科のように、大学科である普通科の中の「(仮称)森の探究科」や「(仮称)みらい共創科」といった小学科となる。



【訂正後】

令和4年度から「普通教育を主とする学科（普通科）」に、普通科以外の普通教育を主とする学科を設置できることとなった。

区分としては、「専門教育を主とする学科（専門学科）」に、「農業学科」、「工業学科」があるように、「普通教育を主とする科（普通科）」に、「(仮称)森の探究科」、「(仮称)みらい共創科」を設置することになる。

<参考>

